

長崎県公園施設長寿命化計画

2019年3月

長崎県土木部道路維持課

1. 都市公園整備状況

(2019年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
5	145.0ha	1.1 m ²

2. 計画期間（西暦） [2019年度～2028年度（10箇年）]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
			4		1							5

②選定理由

本県の県立公園事業は、昭和39年に長崎県立総合運動公園を供用開始したことを皮切りに、西海橋公園、平戸公園、百花台公園、田平公園の整備を順次整備し、昭和61年までに5公園の供用開始を行っており、平成30年度末時点で32年以上が経過している。

本県では、平成25年度に県立5公園を対象とした「長崎県公園施設長寿命化計画」を策定し、効率的な施設の更新や補修などを実施するとともに、施設の点検、清掃等を適宜行ってきたことにより、各公園の環境および施設の状況とも概ね良好に保たれているところである。一方、計画策定から5年が経過し、策定時より施設の老朽化が進んでいることや、それに伴う施設の維持管理費が増えることが予測されることから、今後も維持管理を適正な時期に行っていくために県立5公園を対象とした「長崎県公園施設長寿命化計画」を更新するものである。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

施設名	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設
県立総合運動公園	97	21	311	43	37	16
西海橋公園	78	13	310	22	10	14
平戸公園	34	12	140	2	0	6
田平公園	63	17	90	15	25	9
百花台公園	89	4	330	33	42	2
計	361	67	1,181	115	114	47

施設名	便益施設	管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
県立総合運動公園	71	1,200	0	3	1,799
西海橋公園	33	416	0	3	899
平戸公園	9	116	0	1	320
田平公園	29	305	0	1	554
百花台公園	54	749	0	1	1,304
計	196	2,786	0	9	4,876

②これまでの維持管理状況

県立5公園全てにおいて指定管理者による園内の清掃及び施設の点検・維持管理、植生の保育及び維持を行っている。また、遊具及び設備については専門業者による定期点検を毎年行っており、概ね良好に保たれている。

上記のような点検の結果、安全性に問題がある遊具等については利用禁止等の措置を行なっている。

一方、利用率が少ない休憩施設や利用禁止が困難な舗装等の施設について、劣化進行が見られる施設もある。

備考) 経過年数、これまでの維持管理状況、施設の劣化の可能性を記述

③選定理由

県立5公園全ての施設は、平成25年度の「長崎県公園施設長寿命化計画」を基本としつつ、日常点検の中で老朽化が顕著な施設に対して更新を実施してきたが、今後も効率的な公園施設の更新を促進すること、5公園の全施設を相対的に考慮しながらストックマネジメントを遂行することを目的として、県立5公園全ての施設を計画対象施設とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

1. 点検調査実施時期・期間

平成30年10月～平成30年11月

2. 点検調査方法

一般施設：現地での目視・触診・打診・揺診等からA～Dの4段階で劣化・破損状況を判定

遊具：現地での劣化や損傷の状況だけでなく、既往の定期点検結果資料から遊具の安全確保に関する指針や安全に関する基準への適合性も確認し、A～Dの4段階で判定

土木構造物や建築物：既往の点検結果資料等を基礎資料として、現地で主に目視で確認し、A～Dの4段階で判定

各種設備：既往の法定点検結果や定期点検結果等を基礎資料として、現地で主に目視で確認し、A～Dの4段階で判定

3. 点検調査結果の概要

調査の結果、補修等の必要がない施設（健全度A）が11%を占めた。また、軽度な劣化等はあるものの現状では補修等の必要がない施設（健全度B）は88%を占めている。これらは近い将来に劣化の進行が予測される施設であると考えられる。また、補修もしくは使用停止が必要な施設（健全度C、D）は、全4,876施設のうち60施設（1%）が確認されたため、早期の補修・更新が必要である。

また、A、Bランクであっても更新見込み期間を超過している施設が散見され、今後急速な劣化の進行が予測されることから、継続的な日常点検・健全度調査による状況把握が必要である。

備考) 点検調査実施時期・期間、点検調査方法、点検調査結果の概要（公園施設の健全度に関する全般的状況）を記述

6. 対策の優先順位の考え方

健全度調査結果に基づき、健全度 A 及び B を緊急度「低」（全施設の 99%）、健全度 C のうち遊具を除く公園施設を緊急度「中」（全施設の 0%）、健全度 C のうち遊具と健全度 D を緊急度「高」（全施設の 1%）と判定した。対策にあたっては、計画期間の 10 カ年のうち、2019～2021 年度を「短期」、2022～2025 年度を「中期」、2026～2028 年度を「長期」と設定し、以下の考え方を基本として優先順位を設定した。

- ・緊急度「高」の施設については、「短期」に更新することを基本とする。
- ・緊急度「中」の施設については、「短期」に補修を行い、更新見込み年度を先送り（長寿命化）することを基本とする。
- ・緊急度「低」かつ健全度 B の施設については、「中期」に補修を行い、長寿命化を図ることを基本とする。
- ・緊急度「低」かつ健全度 A の施設については、「長期」に補修を行い、長寿命化を図ることを基本とする。
- ・なお、5 年毎の健全度調査時に緊急度「中、高」となる劣化が認められた場合は更新を検討する。

備考）個別施設の健全度調査結果等に基づく緊急度判定の状況、考え方を記述

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

1. 公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検毎の点検実施体制

- ・公園施設全般について、原則 1～2 ヶ月に 1 回の頻度で日常点検（清掃・保守・修繕）を実施する。
- ・遊具の点検や法令で定めのあるものについては、専門業者が法に基づく頻度で定期点検を実施する。
- ・点検等により異常が確認された場合は、必要に応じて使用禁止措置を行い、適切な対策を検討する。

2. 点検方法等の基本的な方針

日常点検では、主に目視により公園施設の異常の有無を確認し、定期点検では、目視、触診、打診、揺診、器具による測定等により劣化状況の判定を行う。

備考）公園施設の種類に応じた日常点検や定期点検ごとの点検実施体制、点検方法などの基本的な方針を記述

②公園施設の長寿命化のための基本方針

定期的な健全度調査（5年に1回以上）と補修のサイクルによって長寿命化が見込まれる公園施設については、従来の事後保全型管理から予防保全型管理への転換を図ることで劣化進行を抑制し、安全性の確保や施設機能の維持・向上、さらにはライフサイクルコストの縮減を目指す。

また、事後保全型管理の公園施設についても、毎年の維持保全を実施することで処分制限期間や従来の更新期間を超えた利用を目指す。

具体的には、予防保全型管理施設の使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とし、事後保全型管理施設の使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。

備考) 点検調査により把握した健全度を踏まえた、公園施設長寿命化のための基本的な方針を記述（次回の点検・診断、修繕・補修・更新、その他必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を記述）

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,081,776千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	609,720千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	472,056千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	108,178千円

備考) 計画期間の概算費用（千円）を記述（様式1、様式2との整合に留意）。

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化計画の策定により、公園施設の適切かつ計画的な維持管理と補修・更新を行うことで安全性や快適性、利便性の向上が見込まれる。さらに公園施設の長寿命化によりライフサイクルコストが1年間当たり4,346千円縮減される。

また、計画対象公園施設の緊急度と経過年数について全体を通して把握することによって、適切な補修・更新サイクルの設定と単年度あたりの工事費の平準化を図ることができる。

備考) ライフサイクルコストの縮減額等を記述

1 1. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2028 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の部分的な見直しを行う。

日常の維持保全時に公園の利用状況の把握に努め、劣化・損傷状況に加えて利用ニーズ等を考慮した計画の見直し予定している。